

裁 決 書

審査請求人

同上代理人

処 分 庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成24年8月7日付けで提起のあった上記処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の請求人に対する本件処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は、次のとおりと解されます。

1 本件の経緯は、次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成20年9月24日に生活保護が開始され、平成24年1月31日まで保護費の支給を受けた。
- (2) 請求人は、平成19年に男性Aと知り合い、親しく付き合うようになった。Aは暴力団関係者であるが、請求人は付き合い始めて間もなく、このことを

知るに至った。

(3) 請求人は、平成22年3月22日、覚せい剤自己使用により逮捕され、  
警察署に勾留された。この逮捕により自動的に保護費の支給が打ち切られてしまうと思ったため、Aに対して保護費が振り込まれている銀行口座のキャッシュカードを預け、この預金残高から警察署への差入れ等を依頼した。

(4) 請求人は、平成22年7月14日、  
により懲役2年の実刑判決がなされ、  
服役した。平成24年6月13日に仮出所となり、  
の更生保護施設に入所した。その後、同年7月15日に現住所に戻ったが、逮捕前に賃借していた家屋にはAが居住していた。

なお、Aから、  
警察署拘留中に1～2回、1回につき1万円前後、また、  
服役中に3～4回、1回につき5千円～1万円の差入れをもらった。

(5) 請求人が、平成24年7月15日に現住所に戻った後、処分庁から、同年1月31日まで同人名義の銀行口座宛に保護費の振込みがなされていたことを知らされたが、請求人は、このことを全く知らなかった。

(6) 請求人は、平成24年7月23日、本件処分に係る通知書を受領した。

2 請求人は、逮捕されたことにより、直ちに生活保護が打ち切られると思っていたからこそ、Aに対して請求人名義のキャッシュカードを預け、生活保護が打ち切られる前の預金残高から差入れを依頼したに過ぎない。実際になされた差入れ額も合計で5～6万円に過ぎない。

3 請求人は、Aが生活保護を不正に受給していることも賃料を支払わずに請求人宅で生活していることも全く知らなかった。現在は、Aを追い出し単身生活をしている。

4 請求人が逮捕、勾留及び服役中に、処分庁が同人宅を訪問すれば、同人が不在であることは容易に確認できたはずである。

5 以上のことより、本件処分に関して、請求人が不正に受給した事実など全くないことは明らかであり、本件処分は直ちに取消されるべきである。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び理由

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるというもので、その理由は、次のとおりです。

1 法第61条に規定する届出の義務については、平成20年10月21日に請求人が来庁した際に、「保護のしおり」を交付し、生活保護の権利や義務等について説明を行った。請求人は、「逮捕されたことにより直ちに生活保護が打ち切られると思っていた」と主張しているが、届出の義務は、被保護者の逮捕、

勾留等の理由をもって免れるものではない。

また、請求人が逮捕、勾留後に届出の義務を果たそうとした場合、同人が逮捕された後にAへキャッシュカードを預け、差入れを依頼することができたことと同様に、逮捕された後もしくは~~刑務所~~刑務所に入所した後に、同人の所在を郵便で処分庁へ連絡することは可能であったと考えられる。しかしながら、請求人が処分庁へ郵便で連絡することはなかった。

そもそも、請求人が本当に「生活保護が打ち切られると思っていた」のかどうかについて疑義が生じるころではあるが、いずれにしても同人が法第61条に定める届出の義務を怠ったことに違いはないのであるから、同人の主張は失当である。また、請求人は、処分庁が同人宅を訪問すれば、同人が不在であることは容易に確認できたはずであると主張しているが、これについても同人は、長期間家を留守にした際の届出の義務を怠っているのであるから、あたかも自分自身の責任を処分庁に転嫁するような請求人の主張は全く失当である。

- 2 請求人がAに対して、請求人名義のキャッシュカードを預けて差入れを依頼したことや自宅からAを追い出したことについては、いずれも請求人が自分自身で判断して行ったことであり、そもそも当事者同士の話なのであるから、処分庁が関与するところではない。

また、請求人は、Aが生活保護を不正に受給していると主張しているが、その事実については不知であり、仮に事実であったとしても本件処分とは何ら関係のないことである。

処分庁は、請求人の保護費を同人名義の銀行口座へ振り込んでいたものであり、処分庁が不正に保護費を支給したという事実は存在しない。なお、請求人名義の銀行口座に振り込まれた保護費の行方については、処分庁の関与するところではなく、本件処分とは何ら関係のないことである。

- 3 処分庁は、平成22年1月22日以降、請求人宅へ再三訪問するも不在であり、同人と連絡すら取れなくなったことを受けて、近隣に住む家主や民生委員へ情報提供を依頼する等、同人の生活実態把握に努めていた。

そういう状況の中で、Aを含む請求人の知人と名乗る男性や請求人を名乗る女性等からの連絡があり、そこから得た数少ない情報を手掛かりに、処分庁は、請求人の事情や利益を考慮し、生活実態が不明であっても生活保護を継続する等、請求人に対して誠意ある対応を行った。

### 第3 反論の趣旨

請求人の反論の要旨は、次のとおりです。

- 1 請求人が逮捕された平成22年3月23日以降、同人が客観的に保護費を受給できない状態にあったこと自体、当事者間で争いが無い。

振り込まれた保護費に関して、返還請求すべき相手方は服役中であった請求人ではなく、保護費を不正受給したAであるべきことは明らかである。

- 2 請求人が逮捕された平成22年3月23日以降、処分庁が同人宅を訪問していたという事実自体疑わしい。処分庁が主張するように請求人宅を訪問していたのであれば、同人の現状に疑義を持ち、もっと早い時期に保護費を打ち切っていたはずである。

また、処分庁の主張を前提にしても、処分庁が請求人と最後に面談したのが平成21年8月13日、その後面談したのが平成24年5月29日とされている。加えて、処分庁が請求人宅を訪問したのは、平成22年に関しては、1月22日及び10月29日と1年間にわずか2回に過ぎない。平成23年に関しても、7月11日、8月3日、9月16日及び10月26日と1年間にわずか4回に過ぎない。結局、処分庁は、約2年10か月もの間、請求人と面談することもなく、漫然と保護費を支給し続けていたことになる。

#### 第4 認定事実

当庁が認定した事実は、次のとおりです。

- 1 平成20年9月24日  
請求人は、体調が悪く就労できないため、同日付けで保護開始となったこと。
- 2 平成20年10月21日  
処分庁は、来庁した請求人に対し、「保護のしおり」及び「不正受給にならないために」を手交し、被保護者の権利、義務等について説明を行ったこと。
- 3 平成21年8月13日  
処分庁は、請求人宅を訪問し、同人の近況について聴取したこと。
- 4 平成22年1月22日  
処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。
- 5 平成22年3月23日  
請求人は、覚せい剤取締法違反により逮捕され、同月25日から勾留されたこと。なお、請求人は、同人の銀行口座のキャッシュカードをAに渡したこと。
- 6 平成22年6月29日  
請求人は、[REDACTED]において懲役2年の実刑判決に処せられ、[REDACTED]県の[REDACTED]刑務所に服役したこと。なお、このことは、上記5の請求人が逮捕されたことも含め、処分庁は把握していなかったこと。
- 7 平成22年10月29日、平成23年7月11日及び平成23年8月3日  
処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。

8 平成23年8月8日

Aは、処分庁に電話し、不在票を見たので連絡した旨及び請求人は2週間前位から[ ]にいる同人の姉（以下「姉」という。）の所に行っており、同人から留守番を頼まれている旨述べたこと。

処分庁は、請求人とAとの関係を質したところ、Aは知人であると述べたこと。また、処分庁は、Aに対し、請求人と話がしたいので連絡するよう伝えてほしい旨依頼したこと。

9 平成23年9月16日

処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。

10 平成23年10月26日

処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。また、同年11月分保護費の支払方法を今までの口座振込から窓口支給へ変更したこと。

11 平成23年10月27日

処分庁は、請求人の知人と名乗る男性から電話を受け、同人から、請求人は姉の具合が悪いため東京に行っており年内は戻らないと告げられたこと。

12 平成23年11月1日

処分庁は、請求人と内縁関係にあるという男性から電話を受け、同人から、請求人の保護費が銀行口座に振り込まれていないため、家賃や光熱水費が支払えないと告げられたこと。これに対し処分庁は、請求人と話ができない状況のため、保護費の口座振込を停止している旨説明したこと。

13 平成23年11月2日

処分庁は、民生委員に対し、請求人に係る情報を得たときは連絡してほしい旨依頼したこと。

14 平成23年11月8日

処分庁は、請求人宅の家主に面接し、同人から、請求人は少なくとも3～4か月前から姿を見ていないこと、及び東京の姉の所に行っているのではないかと情報を得たこと。

15 平成23年11月10日

処分庁は、請求人と名乗る女性から電話を受け、請求人と誤解したまま、どこで何をしているのか質したところ、同人は、[ ]の姉のところに滞在していると述べ、また、保護費が銀行口座に振り込まれないため家賃が支払えず困窮していると述べたこと。これに対し処分庁は、同年12月に請求人が処分庁に来庁することを条件に、同人の委任状を持った代理人が来庁すれば、同年11月分の保護費を窓口で支給する旨伝えたこと。



16 平成23年11月14日

処分庁は、来庁したAに対し、請求人の委任状とAの身分証明書を確認の上、同月分の保護費を支給したこと。

17 平成23年12月1日

処分庁は、同月分の保護費を請求人の銀行口座に振り込んだこと。

18 平成23年12月26日

処分庁は、平成24年1月分の保護費を請求人の銀行口座に振り込んだこと。

19 平成24年1月30日

処分庁は、請求人と名乗る女性から電話を受け、同人は、平成23年12月に来庁すると約束していたが、[REDACTED]に帰った時に処分庁が閉庁で来庁できなかった旨述べたこと。処分庁は、請求人と誤解したまま、同年2月分の保護費は来庁できなければ支給できない旨説明したところ、請求人と名乗る女性は納得しなかったこと。

20 平成24年2月1日

処分庁は、請求人と名乗る女性から電話を受け、同人は、同月分の保護費の支給について、昨日の処分庁の説明では納得できないと述べたこと。

21 平成24年2月15日

処分庁は、請求人と名乗る女性から電話を受け、同人は、同年3月中旬に一度[REDACTED]に帰るので、2月分の保護費を代理人に支給してほしいと述べたこと。これに対し処分庁は、請求人と誤解したまま、来庁しなければ保護費は支給できない旨告げたこと。

22 平成24年2月23日

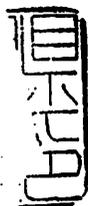
処分庁は、請求人の代理人と名乗る男性から電話を受け、同人は、請求人が同年3月に[REDACTED]から戻る交通費がなく戻れるかどうか分からないと言っているため、どうしたらよいかと述べたこと。これに対し処分庁は、請求人の来庁がなければ保護費を支給できないことは同人に説明している旨告げたこと。

23 平成24年4月13日

処分庁は、Aから電話を受け、Aは、請求人宅の家賃が払えないため保護費を支給してほしいと述べたこと。これに対し処分庁が、請求人が来庁すれば保護費を支給する旨説明したところ、Aは、請求人は姉の介護で来庁できないと述べたこと。

24 平成24年4月16日

処分庁がAに電話したところ、Aは、請求人は骨折している姉の介護で[REDACTED]にいるが、介護が長引いて[REDACTED]に帰る旅費がなくなり、明日にでも水道が止められ追い出される状態である旨述べたこと。これに対し処分庁は、請求人と面接し生活状況を確認しなければ保護費は支給できない旨説明したこと。



25 平成24年4月18日

処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。また、同人宅のガスが停止となっていたことを確認したこと。

26 平成24年4月19日

(1) 処分庁は、電話をかけてきたAに対し、請求人と連絡を取りたい旨告げたところ、Aは、電話でしか連絡できない旨及び旅費がないため来庁できない旨述べたこと。

(2) 処分庁は、[REDACTED]に対し、請求人に係る確定判決年月日等を照会したこと。

27 平成24年4月23日

処分庁は、[REDACTED]から次のとおり回答を得たこと。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 逮捕年月日 | 平成22年3月23日 |
| (2) 勾留年月日 | 平成22年3月25日 |
| (3) 起訴年月日 | 平成22年4月13日 |
| (4) 判決年月日 | 平成22年6月29日 |
| (5) 罪名    | 覚せい剤取締法違反  |
| (6) 刑名・刑期 | 懲役2年       |

28 平成24年5月10日

処分庁は、請求人の生活保護を同年4月1日付けで廃止することを決定したこと。

29 平成24年5月18日

処分庁は、女子の収容施設である[REDACTED]に対し、請求人の在監の有無等を照会したこと。

30 平成24年5月28日

処分庁は、[REDACTED]から次のとおり回答を得たこと。

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 在監の有無 | 有                     |
| (2) 在監期間  | 平成22年5月31日～平成24年7月14日 |

31 平成24年5月29日

処分庁は、[REDACTED]を訪れ、請求人と面会し、同年4月1日付け保護廃止を説明したこと。また、請求人が届出の義務を怠っていたため、同人の銀行口座に同年1月分までの保護費が振り込まれており、振り込まれた保護費を返還する必要があることを説明したこと。

32 平成24年6月14日

処分庁は、平成22年3月24日から平成24年1月31日までの間に請求人に支給した保護費2,460,750円を徴収金とする本件処分を決定した

こと。

33 平成24年7月19日

処分庁は、請求人宅を訪問したところ、不在であったため、処分庁に連絡するよう記載した不在票を投函したこと。

34 平成24年7月23日

処分庁は、請求人と面接し、本件処分に係る決定通知書を手交したこと。

35 平成24年8月7日

請求人は本件審査請求を提起したこと。

## 第5 審査庁の判断

- 1 法は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」(法第78条)と規定しています。なお、不実とは、積極的に虚構の事実を構成することは勿論、消極的に真実を隠蔽することも含まれると解されています。
- 2 一方、保護の変更について法は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」(法第25条第2項)としています。他方、被保護者の側においても「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」(法第61条)とされており、福祉事務所による調査と被保護者の届出義務の履行などにより保護の適正な適用を図ることとされています。
- 3 法第78条は、上記1のとおり、被保護者のみならず、「他人をして受けさせた者」からも徴収できるとされ、被保護者と保護を受けていない者とが共謀して不正な手段により保護費を受領した場合は、両者に対し返還を求めることができると解されています。

本件は、前記第4認定事実から、請求人が逮捕、勾留され、その後、服役したにもかかわらず、処分庁は、そのことに気づかず保護費を支給し続け、その保護費は請求人の銀行口座のキャッシュカードを受け取ったAが受領していたと推認されるところ、処分庁は、法第61条に規定する届出の義務を怠ったとして、請求人に対し本件処分を行ったものです。

したがって、本件の場合、請求人とAが共謀し、保護費を不当に受領したことが証明されて初めて請求人に対し、本件処分を行うことができると料されますので、請求人とAとが共謀していたか否かについて、以下検討します。

(1) 請求人は、逮捕されたことにより、直ちに生活保護が打ち切られると思ったため、Aに対して請求人名義のキャッシュカードを預け、生活保護が打ち切られる前の預金残高から差入れを依頼したに過ぎない旨、実際になされた差入れ額も合計で5～6万円に過ぎない旨主張していますので、検討します。

請求人が平成22年3月23日に逮捕された際（認定事実5）、同人の銀行口座に残金がいくら残っていたか判然としませんが、月末に逮捕されたこと、手持金もいくら所持していたであろうことから多額ではないと推認されるため、Aにキャッシュカードを預け、預金残高から差入れを依頼したとする請求人の主張には素直に首肯できないところですが、Aと共謀したとまで認めるに足りる証拠は見当たりません。

また、処分庁が平成23年11月分保護費の支払方法を口座振込から窓口支給に変更したとき（認定事実10）、及び平成24年2月分保護費から請求人と面接後でなければ支給できないとしたときから（認定事実19）、請求人と内縁関係にあるという男性、請求人と名乗る女性、A及び請求人の代理人と名乗る男性から、再三、保護費支給を要求されていることが認められますが（認定事実12、15、16、19、20、21、22、23及び24）、これらのことが、請求人と共謀して行われたと認めるに足りる証拠は認められません。

(2) 処分庁は、届出の義務は、被保護者の逮捕、勾留等の理由をもって免れるものではない旨、及び逮捕、拘留、服役中であっても処分庁には郵便で連絡することは可能であった旨主張していますので、念のため検討します。

確かに、逮捕、勾留、服役中であっても請求人が処分庁に連絡することは可能であったと判断され、請求人がそれを怠ったことは非難されてもやむを得ないところです。

しかしながら、処分庁は、前記第4認定事実から、平成21年8月13日に処分庁が請求人に面接して以来（認定事実3）、同人を訪問したのは、平成22年は1月22日及び10月29日と1年間にわずか2回に過ぎず、平成23年も7月11日、8月3日、9月16日及び10月26日と1年間にわずか4回に過ぎません。しかも、全て不在であり、請求人と面接ができていません（認定事実4、7、9及び10）。そうすると、2年以上も請求人と面接することなく保護を継続していたことになり、このことは、生活実態の把握、それに基づく指導・援助を全く行っていなかったことであり、保護の実施機関として極めて不適切な対応と言わざるを得ません。

また、処分庁は、平成22年1月22日以降、請求人宅へ再三訪問するも不在であり、同人と連絡すら取れなくなったことを受けて、近隣に住む家主や民生委員へ情報提供を依頼する等、請求人の生活実態把握に努めていた旨主張しますが、請求人と面接できなかった間、訪問頻度を高め、保護費の支給方法を

口座振込から窓口支給に変更すべきであったと思料されるどころ、窓口支給に変更したのは平成23年11月分保護費からであり（認定事実10）、民生委員や家主に情報提供を依頼したのも同年11月2日及び8日のことであり（認定事実13及び14）、遅きに失すると言わざるを得ません。

さらに、処分庁は、請求人の事情や利益を考慮し、生活実態が不明であっても生活保護を継続する等、請求人に対して誠意ある対応を行った旨主張しますが、生活実態が不明であれば保護を継続すべきでないことは、保護制度上当然のことであり、処分庁の主張は到底容認できません。

したがって、上記2で述べた法第25条第2項の趣旨から、処分庁が訪問調査活動を怠っていたこと及び不在の場合の適切な対応の欠如は非難されてもやむを得ず、請求人を一方的に非難する処分庁の主張は採用できません。

なお、処分庁は、請求人がAに請求人名義のキャッシュカードを預けて差入れを依頼したことは、処分庁が関与するところではない旨、請求人は、Aが生活保護を不正に受給していると主張しているが、その事実については不知であり、仮に事実であったとしても本件処分とは何ら関係のないことである旨、及び請求人名義の銀行口座に振り込まれた保護費の行方については、処分庁の関与するところではなく、本件処分とは何ら関係のない旨主張しますが、これらの主張は当を得ず、失当と言わざるを得ません。

(3) 以上のとおり、請求人がAと共謀した事実、証拠が認められない以上、単に届出の義務違反を理由とした本件処分は、取消しを免れ得ません。

## 第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由があるので行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成26年3月31日

福岡県知事 小川

